

○「医療法人制度について(平成19年医政発第0330049号)」の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第1 改正の内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 社会医療法人制度の創設について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第42条の2第1項第4号の規定による要件は、当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上(2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、<u>原則</u>、それぞれの都道府県で1以上)のものが、当該病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務を行っていることをいうものであること。</p> <p>(3)(4) (略)</p> <p>3 残余財産の帰属すべき者について</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 社団である医療法人で持分の定めのあるもの(いわゆる「出資額限度法人」について(平成16年医政発第0813001号厚生労働省医政局長通知)に規定する出資額限度法人を含む。以下「持分の定めのある社団医療法人」という。)は、<u>改正法附則第10条の2</u>に規定する経過措置医療法人に位置付けられること。</p> <p>(5) 施行日前に設立された医療法人で、施行日以降に残余財産の帰属すべき者に関する規定について定款又は寄附行為の変更の認可の申請を行い、当該変更につき<u>法第54条の9第3項</u>の認可を受けた医療法人及び</p>	<p>第1 改正の内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 社会医療法人制度の創設について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第42条の2第1項第4号の規定による要件は、当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上(2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上)のものが、当該病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務を行っていることをいうものであること。</p> <p>(3)(4) (略)</p> <p>3 残余財産の帰属すべき者について</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 社団である医療法人で持分の定めのあるもの(いわゆる「出資額限度法人」について(平成16年医政発第0813001号厚生労働省医政局長通知)に規定する出資額限度法人を含む。以下「持分の定めのある社団医療法人」という。)は、<u>改正法附則第10条第2項</u>に規定する医療法人(以下「経過措置型医療法人」という。)に位置付けられること。</p> <p>(5) 施行日前に設立された医療法人で、施行日以降に残余財産の帰属すべき者に関する規定について定款又は寄附行為の変更の認可の申請を行い、当該変更につき<u>法第50条第1項</u>の認可を受けた医療法人及び(3)</p>

(3)により新たに設立された医療法人は、改正法附則第10条第2項の規定により経過措置医療法人へ移行できないこと。

(6) なお、規則第35条第2項の規定により、合併前の医療法人のいずれもが経過措置医療法人である場合には、合併後存続する医療法人について経過措置医療法人とすることができること。

4 医療法人の管理体制について

(1) 法第46条の2から第49条の3までの規定は、社員総会、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事の各機能を明確にすることにより、医療法人の内部管理体制の明確化を通じた効率的な医業経営の推進を図るものであること。

(2)、(3) (略)

5～8 (略)

第2 医療法人の定款例及び寄附行為例について

1 (略)

2 1以外の医療法人で、定款又は寄附行為の変更につき法第54条の9第3項の認可の申請又は第5項の届出が必要となる部分を、次のとおり示すこととしたこと。

第3 (略)

第4 (略)

により新たに設立された医療法人は、改正法附則第10条第2項の規定により経過措置型医療法人へ移行できないこと。

(6) なお、規則第35条第2項の規定により、合併前の医療法人のいずれもが経過措置型医療法人である場合には、合併後存続する医療法人について経過措置型医療法人とすることができること。

4 医療法人の管理体制の見直しについて

(1) 法第46条の2から第49条の4までの規定は、理事若しくは監事又は社員総会若しくは評議員会の各機能を明確にすることにより、医療法人の内部管理体制の明確化を通じた効率的な医業経営の推進を図るものであること。

(2)、(3) (略)

5～8 (略)

第2 医療法人の定款例及び寄附行為例について

1 (略)

2 1以外の医療法人で、定款又は寄附行為の変更につき法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を、次のとおり示すこととしたこと。

第3 (略)

第4 (略)